［2023年1月18日現在］

［外貨普通預金］　商品概要説明書

<table>
<tr><td>1. 商品名</td><td>外貨普通預金</td></tr>
<tr><td>2. 販売対象</td><td>当金庫に円貨普通預金口座開設済みの、個人および法人のお客様がご利用いただけます。</td></tr>
<tr><td>3. 預入期間</td><td>外国通貨建ての、期間の定めのない預金です。</td></tr>
<tr><td>4. 取扱通貨</td><td>米ドル（USD）、ユーロ（EUR）、オーストラリアドル（AUD）</td></tr>
<tr><td>5. お預入れ</td><td>［適用相場］ 当金庫所定のTTSを適用します。
［預入金額］ 1ドル以上、1ユーロ以上、1オーストラリアドル以上
［預入単位］ 1補助通貨単位（例：米ドルの場合は1セント単位）
※ 外貨現金、T/C（トラベラーズチェック）でのお預入れは出来ません。</td></tr>
<tr><td>6. 払戻し</td><td>［適用相場］ 当金庫所定のTTBを適用します。
※ 外貨現金での払戻しはできません。</td></tr>
<tr><td>7. 利　息</td><td>［適用金利］ 当金庫所定の金利を適用します。
［利払方法］ 年2回（2月、8月）の当金庫所定の日に元本に組み入れます。</td></tr>
<tr><td>8. 税　金</td><td>利子所得は法人のお客様は総合課税（国税15.315%）、個人のお客様は源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）として課税されます。
※復興特別所得税が付加されています。
※マル優のお取扱はできません。
［為替差益の課税］
<table>
<tr><td>法人のお客様</td><td>総合課税</td></tr>
<tr><td>個人のお客様</td><td>為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算は出来ません。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>9. 手数料</td><td>【為替手数料】
円を外貨にする際（お預入れ時）および外貨を円にする際（払戻し時）は下記の為替手数料がかかります。
お預入れ、および払戻しの際は、この為替手数料を含んだ当金庫所定のTTSレート（お預入れ時）、TTBレート（払戻し時）をそれぞれ適用します。
＜為替手数料一覧＞
<table>
<tr><th>通貨の種類</th><th>片　道</th><th>往　復</th></tr>
<tr><td>米ドル（USD）</td><td>1円</td><td>2円</td></tr>
<tr><td>ユーロ（EUR）</td><td>1円50銭</td><td>3円</td></tr>
<tr><td>オーストラリアドル（AUD）</td><td>2円</td><td>4円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>10. その他重要事項</td><td>【預金保険制度】
外貨預金は預金保険の対象ではありません。
【為替変動リスク】
外貨預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受取の外貨を円換算すると、当初の外貨普通預金お預入れ時の払込み円貨額を下回る（円貨ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
お預入れ時と払戻し時の為替相場に変動がない場合でも、往復の為替手数料をご負担いただくため、払戻し時の円換算額がお預入れ時の払込円貨額を下回る（円貨ベースで元本割れとなる）可能性があります。
【クーリングオフ】
外貨預金はクーリングオフの適用はありません。
【その他】
この預金は通帳を発行しません。なお、お取引の入出金明細は「外貨普通預金照合表」を交付します。</td></tr>
</table>

11. 当金庫が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ありません。
12. 苦情・相談窓口	[当金庫お客様相談窓口] 事務部事務企画課／電話:0120-011-755 （受付時間:平日/9:00～17:00） [加入協会共通の相談窓口(紛争解決措置)] ●全国しんきん相談所　電話:03-3517-5852 （受付時間:平日/9:00～17:00） ●東京弁護士会　電話:03-3581-0031 ●第一東京弁護士会　電話:03-3595-8588 ●第二東京弁護士会　電話:03-3581-2249

≪お問合せ先≫

本商品のお問い合わせは、お近くの当金庫店舗窓口または下記までお願いいたします。
■ 電話:03－3603－1864(亀有信用金庫／資金証券部) 受付時間:平日　9:00－17:00

【商号・住所】 亀有信用金庫　　東京都葛飾区亀有3丁目13番1号
ホームページ(http://www.shinkin.co.jp/kameari/)

亀有信用金庫

［2023年1月18日現在］

［外貨定期預金］　商品概要説明書

<table>
<tr><td>1. 商品名</td><td>外貨定期預金</td></tr>
<tr><td>2. 販売対象</td><td>当金庫に円貨普通預金開設済みの、個人および法人のお客様がご利用いただけます。</td></tr>
<tr><td>3. 預入期間</td><td>3ヶ月、6ヶ月、1年、5年、10年　（5年、10年の取扱は米ドル（USD)のみ）
自動継続型・非自動継続型の2種類があります。
<table><tr><td>［自動継続型］</td><td>元利継続とし、利息を元金に加えて前回と同一期間の外貨定期預金を自動的に継続します。</td></tr><tr><td>［非自動継続型］</td><td>元利金を満期日以後に一括して払戻します。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>4. 取扱通貨</td><td>米ドル（USD)、ユーロ（EUR)、オーストラリアドル（AUD）</td></tr>
<tr><td>5. お預入れ</td><td>［預入方法］ 一括預入です。
※ 一括預入にあたっては、当金庫の外貨普通預金または外貨定期預金からの振替か、当金庫所定の外国為替相場により円貨と交換した外貨資金となります。外貨現金による預入れはできません。
［適用相場］ 当金庫所定のTTSを適用します。
［預入金額］ 1,000ドル以上、1,000ユーロ以上、3,000オーストラリアドル以上
［預入単位］ 1補助通貨単位（例：米ドルの場合は1セント単位）</td></tr>
<tr><td>6. 払戻し</td><td>［適用相場］ 当金庫所定のTTBを適用します。
※ 払戻しにあたっては、原則税引後の外貨元利金を外貨普通預金口座に入金するか、当金庫所定の為替相場により換算した本邦通貨額を円預金口座に入金します。
※ 外貨現金での払戻しは出来ません。</td></tr>
<tr><td>7. 利　息</td><td>［適用金利］ お預入れ時の金利を満期日まで適用します。
［利払方法］ 満期日以後に一括して払戻します。</td></tr>
<tr><td>8. 利息計算方法</td><td>付利単位を10通貨単位とし、1年を365日とする日割り計算。
※ 非自動継続型における満期日以後の利息は、満期日から解約日または書換継続日の前日までの期間について、解約日または書換継続日の同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</td></tr>
<tr><td>9. 税　金</td><td>利子所得は法人のお客様は総合課税、個人のお客様は源泉分離課税20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税となります。
※ 2013年1月1日から2037年12月31日まで、復興特別所得税が付加され、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。
※ お利息はマル優の対象外です。
［為替差益の課税］
<table><tr><td>法人のお客様</td><td>総合課税</td></tr><tr><td>個人のお客様</td><td>為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得および退職所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算は出来ません。</td></tr></table>※ 詳しくは、お客様ご自身で、公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。</td></tr>
<tr><td>10. 手数料</td><td>【為替手数料】
円を外貨にする際（お預入れ時）および外貨を円にする際（払戻し時）は下記の為替手数料がかかります。
お預入れ、および払戻しの際は、この為替手数料を含んだ当金庫所定のTTSレート（お預入れ時）、TTBレート（払戻し時）をそれぞれ適用します。

＜為替手数料一覧＞
<table><tr><th>通貨の種類</th><th>片　道</th><th>往　復</th></tr><tr><td>米ドル（USD）</td><td>1円</td><td>2円</td></tr><tr><td>ユーロ（EUR）</td><td>1円50銭</td><td>3円</td></tr><tr><td>オーストラリアドル（AUD）</td><td>2円</td><td>4円</td></tr></table></td></tr>
</table>

11. その他重要事項	【預金保険制度】 外貨定期預金は預金保険の対象ではありません。 【為替変動リスク】 外貨定期預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受取の外貨を円換算すると、当初の外貨普通預金お預入れ時の払込み円貨額を下回る(円貨ベースで元本割れとなる)リスクがあります。 お預入れ時と払戻し時の為替相場に変動がない場合でも、往復の為替手数料をご負担いただくため、払戻し時の円換算額がお預入れ時の払込円貨額を下回る(円貨ベースで元本割れとなる)可能性があります。 【クーリングオフ】 この預金はクーリングオフの適用はありません。 【中途解約】 この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 【その他】 この預金は証書を発行します。
12. 外国為替予約	◇ この預金を満期解約する場合に適用する外国為替相場を確定するために、外国為替予約を締結することができます。 ◇ 非自動継続型の外国為替予約は、3ヶ月、6ヶ月、1年のみ締結できます。 ◇ 外国為替予約の金額は1万ドル以上、1万ユーロ以上、1万オーストラリアドル以上となります。 ◇ 一度外国為替予約取引を締結すると取消はできません。 ◇ 別途「外国為替予約取引に関する約定書」を差し入れていただきます。
13. 当金庫が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ありません。
14. 苦情・相談窓口	**[苦情処理措置]** 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部事務企画課にお申し出ください。 (受付時間:平日9:00～17:00) ・事務部事務企画課 : 0120－011－755(フリーダイヤル) ・本部代表電話 : 03－3603－0181 **[紛争解決措置]** 当金庫は、紛争解決のため、下記の受付窓口にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 (受付時間:平日9:00～17:00) ・事務部事務企画課 : 0120－011－755(フリーダイヤル) ・本部代表電話 : 03－3603－0181 ・全国しんきん相談所 : 03－3517－5852

≪お問合せ先≫

本商品のお問い合わせは、お近くの当金庫店舗窓口または下記までお願いいたします。
■ 電話:03－3603－1864(亀有信用金庫／資金証券部) 受付時間:平日 9:00－17:00

【商号・住所】 亀有信用金庫 東京都葛飾区亀有3丁目13番1号
ホームページ(http://www.shinkin.co.jp/kameari/)

亀有信用金庫

かめしんドルマネー積立預金　商品概要説明書

【２０１２年７月２日現在】

商品名	かめしんドルマネー積立預金
商品概要	米ドル普通預金口座に毎月の積立外貨額を入金いたします。
預金保険	かめしんドルマネー積立預金は預金保険の対象外です。
かめしんドルマネー積立預金の留意点	・かめしんドルマネー積立預金とは、あらかじめ米ドル普通預金を開設していただき、指定日にお客様の普通預金（総合口座）から自動振替契約により申し込まれた米ドル積立金相当額の円貨額を引き落とし、毎月積立方式により一定期間米ドル普通預金に入金（積立）する預金です。 ・かめしんドルマネー積立預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨を円換算すると、預入時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れ）リスクがあります。 ・円を外貨にする際（預入時）および外貨を円にする際（引出時）は手数料（１米ドルあたり１円）がかかります。 （お預け入れおよびお引き出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当金庫所定のＴＴＳレート（預入時）、ＴＴＢレート（引出時）をそれぞれ適用します。） ・したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料（1 米ドルあたり２円）がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が預入時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。 ・この預金は、亀有信用金庫の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります。 ・この預金のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。
ご利用いただける方	個人のお客さま（お一人につき１口座）
取扱店と取次店	この預金は本店限りでお預け入れ、または払い戻しをおこないます。その他の営業店は取次店となります。取次店窓口においてもお申し込み・払い戻し等の受付をいたします。
お取扱い時間	お預け入れおよび払い戻しは営業日の午前１０時から午後３時まで受付します。
積立期間	１年以上３年以内でご希望の積立期間が選択できます（再継続も可能）。 なお、米ドル普通預金の期間の定めはありません。
お預け入れ （１）預入方法 （２）最低預入額 （３）預入単位 （４）預入通貨	 随時お預け入れいただけます。 １通貨単位 １補助通貨単位まで預入可能。 米ドルのみお取扱いいたします。
積立日（自動振替日）	募集月ごとに当金庫で設定いたします。
毎月積立金額	１００米ドルから２，０００米ドルまでの１００米ドル単位で積立ができます。積立金額の変更も可能です。
積立方法	・自動振替日に、普通預金（総合口座）から積立外貨額相当の円貨額を引落し致します。（原則としてお申込月の翌月から）引落日が休日にあたる場合は翌営業日となります。 ・自動振替日に、米ドル普通預金口座に申込まれた米ドルを入金いたします。
自動引落し不能時の取扱い	・自動振替日に指定口座の残高不足等の理由で引落としができないときは、再引落としの手続きはできません。 ・自動振替が３ヶ月以上不能のときは、自動振替契約を解除させていただく場合があります。

スポット入金	積立金以外に預け入れが随時可能です。
適用為替相場	・毎月の積立金：前営業日１０時公表の対顧客電信売相場（ＴＴＳ）を適用します。 ・円貨によるスポット入金の場合は受付時の当金庫が提示するＴＴＳレートを適用します。 ・払戻しは当金庫が提示する対顧客電信買相場（ＴＴＢ）を適用します。 ・取引金額が 10 万米ドル相当額以上または外国為替市場の大幅な変動があった場合は、公表された適用為替相場が変更されることがあります。 ・この預金についての先物為替予約は取扱いいたしません。 ・くわしくは、後記「外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場」をご覧ください。
手数料	・お預け入れ・お引き出し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の合計額や計算方法をあらかじめお示しすることはできません。 ・くわしくは、後記「外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場」をご覧ください。
利息 （１）適用利率 （２）利払方法 （３）計算方法 （４）税金	 米ドル普通預金金利。利率は市場金利に基づき決定されます。毎日の店頭表示の利率を適用します。 年２回（２月・８月）、同月第３土曜日を利息決算日として、その翌営業日に元加計上いたします。 毎日の最終残高について付利単位を１通貨単位とした、１年を３６５日とする日割計算です。 利子所得は法人のお客さまは総合課税、個人のお客さまは源泉分離課税（国税１５%、地方税５%）として課税されます。お利息はマル優の対象外です。
通帳なしの取扱い	この預金のお取引にあたっては、通帳は発行いたしません。また、お取引明細表を毎月ご送付ご希望のお客様は、１年間分１，０５０円の手数料を初めにご負担いただきます。
会員カード	・この預金をお申し込みの方に「かめしんドルマネーカード」を発行いたします。 ・この預金からの払い戻し（円貨払い、ドルキャッシュ）のときはこのカードを営業店窓口へ呈示してください。また、ご解約のときはカードを当金庫で回収させていただきます。
払戻方法	随時払い出し。円貨での払い戻しは受付日当日の対顧客電信買相場（ＴＴＢ）を適用します。
保険事故発生時における預金者からの相殺	この預金は、満期日が未到来であっても当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合にかぎり、当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができます（詳細については外貨普通預金規定に記載してあります）。
付加できる特約事項	特にございません。
苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部事務企画課（９時～１７時、電話：0120-011-755（フリーダイヤル）または03-3603-0181（本部代表電話））にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部事務企画課または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：03-3517-5825）にお申し出くだ

	さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）ーもあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部事務企画課若しくは全国しんきん相談所にお問合せください。
その他参考となる事項	・為替差益への課税は次の通りとなります。 （法人のお客さま） 総合課税 （個人のお客さま） 為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収２，０００万円以下の給与所得者の方で、為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間２０万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得との損益通算はできません。くわしくは、お客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますよう、お願い申し上げます。
当金庫が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。
キャッシュでのお受取り	預金を払い戻し、キャッシュでお受取りされるときは、事前に日数の余裕をもってご希望の金額・金種を取扱店もしくは取次店にご連絡下さい。
その他の参考事項	為替相場および利率は店頭備え付けの金利ボードに表示します。ただし、前営業日の為替相場と利率は表示いたしません。
〔お問合せ先〕	店頭または下記までお問い合わせください。 ・ホームページ(http://www.shinkin.co.jp/ kameari/) ・亀有信用金庫　資金証券部　ＴＥＬ　０３－３６０３－１８６４

〔外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場〕

	お預け入れ・お引出方法	手数料・金利等
お預け入れ	円の現金でのお預け入れ 円預金からのお振替	お申込み時の為替手数料（1 米ドルあたり１円、１ユーロあたり１円５０銭、１豪ドルあたり２円）を含んだ為替相場である当金庫所定のＴＴＳレートを適用
	外貨現金でのお預け入れ	（個人・法人のお客さま共通） 当金庫で外貨現金の鑑定後にお預け入れとなります。手数料はかかりません。
	外貨Ｔ／Ｃでのお預け入れ	（個人・法人のお客さま共通） 外貨両替手数料：（通貨ごとに定める当金庫所定の利率で計算したメール期間金利）
	ご本人の外貨預金からのお振替	ご本人間のお振替は、手数料がかかりません。
	到着した外貨送金でのお預け入れ	（個人・法人のお客さま共通） 他行から請求された実費の手数料がかかります。
お引き出し	円の現金でのお引き出し 円預金へのお振替	為替手数料（1 米ドルあたり１円、１ユーロあたり１円５０銭、１豪ドルあたり２円）を含んだ為替相場である当金庫所定のＴＴＢレートを適用
	外貨現金でのお引き出し	（個人・法人のお客さま共通） 外貨両替手数料：（1 米ドルあたり１円、１ユーロあたり６円。豪ドルは取扱っておりません。） 日数に余裕を持って、事前に取次店へご連絡ください。 ユーロキャッシュはパック単位での払戻しとなります。
	外貨Ｔ／Ｃでのお引き出し	（個人・法人のお客さま共通） Ｔ／Ｃでの払戻しは取扱っておりません。
	ご本人の外貨預金へのお振替	ご本人間のお振替は、手数料がかかりません。
	外貨でのご送金にご使用 ①海外の銀行向けのご送金 ②国内の銀行向けのご送金	（個人・法人のお客さま共通） ①送金手数料４，５００円に加え、別途リフティングチャージ（外貨送金金額の０．０５％／最低手数料２，５００円）がかかります。 ②送金手数料４，５００円に加え、別途リフティングチャージ（外貨送金金額の０．０５％／最低手数料２，５００円）がかかります。 ※海外の取扱銀行等で別途、手数料を請求された場合は実費の手数料をいただきます。

・上記手数料には消費税等はかかりません。　　・Ｔ／Ｃとは、トラベラーズチェックのことをさします。

・米ドルの被仕向送金をユーロの外貨預金に入金する場合などのように、ご預金の通貨と異なる外貨との取引にかかる手数料は、上記のものとは異なります。

当金庫の概要

商号	亀有信用金庫　　登録金融機関　関東財務局長（登金）第１４９号
本店住所等	〒１２５－８５０８　東京都葛飾区亀有３丁目１３番１号
加入協会等	金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体はありません。
出資金	７億円
主な事業	信用金庫業
設立年月	大正９年１２月
連絡先	亀有信用金庫　資金証券部　（電話）０３－３６０３－１８６４　又はお取引のある本支店にご連絡ください。

【２０１２年７月２日現在】